

令和6年度 第1回 市川市防災会議 会議録

日 時：令和6年6月27日（木）

15時00分～16時00分

場 所：第1庁舎5階 第3委員会室

司会 (土屋主幹)	本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 本日、司会進行をつとめさせていただきます、危機管理課の土屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、会議に先立ちまして田中市川市長より、委員の皆様にご挨拶申し上げます。
田中市長	(挨拶)
司会 (土屋主幹)	ありがとうございました。続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。 1) 本日の次第 2) 市川市防災会議委員名簿 3) 資料1) 令和6年度市川市大規模災害対応合同防災訓練について 4) 資料2) 市川市地域防災計画震災編（素案）の概要について 5) 資料3) 市川市地域防災計画震災編（素案） 6) 資料4) 市川市地域防災計画震災編 新旧対照表 7) 令和6年能登半島地震に関わる職員派遣について 8) 災害時支援協定締結状況について 9) 夏休み親子防災パークのお知らせ 10) 市川市防災会議条例並びに運営要領の以上10点となります。 なお、資料1～4につきましては、郵送で事前送付した委員の皆様にはご持参をお願いしておりましたが、資料4の新旧対照表については、内容に一部誤りがありましたので、その他の資料とあわせ、改めて全員に配布させていただいております。 資料が足りない方は、挙手をお願いいたします。（確認） 続きまして、委員の紹介です。 本日は、お時間の関係上、新任の委員でご本人様にご出席いただいている方のみご紹介します。恐れいりますが、その場でご起立をお願いします。 その他の委員の皆様におかれましては、大変恐縮ながらお手元の委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。 (委員紹介) それでは、続きまして、次第の「3. 会議」に移ります。 本会議の議長でございますが、市川市防災会議運営 第3条第1項の規定に基づき、会長の田中市長をお願いいたします。

議長（田中市長）	それでは、議長をつとめさせていただきます。 皆さま、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の会議は、過半数の委員にご出席をいただいておりますので、市川市防災会議運営要領第3条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、本会議は市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条の規定により公開となりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
議長（田中市長）	ご異議がないようですので、公開とさせていただきます。 それでは、傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら入室していただくようお願いいたします。 （傍聴者入場）
議長（田中市長）	それでは、ここからは、次第に従い議事を進めてまいりたいと思います。 まず、本日の議題 議案第1号「令和6年度大規模災害対応合同防災訓練の実施について」です。 国や県をはじめ、ライフライン事業者や協定事業者、消防団や自治会との更なる連携強化を図るとともに、訓練を通じて多くの市民に「自助」「共助」の具体的な行動を促すため、合同防災訓練を実施いたします。 詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。
高橋 地域防災課長	地域防災課長、高橋でございます。よろしくお願いいたします。 議案第1号、令和6年度大規模災害対応合同防災訓練の実施についてご説明させていただきます。 お手元に資料を配布しておりますが、説明はパワーポイントを使用させていただきますので、会場の前後にございます、スクリーン見やすい方を皆さんご覧ください。 令和6年度大規模災害対応合同防災訓練は、市制施行90周年記念事業と位置づけ実施することとしております。 実施日時は、令和6年11月10日の日曜日、午前10時から正午。 会場は市川南4丁目地先 河川敷にございます、市川緊急用船着場前といたします。 訓練の目的でございますが、自治会や市民はもとより、各防災関係機関や協定事業者と本市の連携強化。 また、多くの市民に参加いただき、体験を通して防災意識をさらに高め、地域防災力の向上を図ることとしております。 訓練の想定といたしましては、東京湾直下を震源域とするマグニチュード7.3の地震が発生し、市内で震度6強を観測。市内で火災や建物の倒壊をはじめ、液状化によりライフラインへの被害が発生したと想定いたします。

高橋 地域防災課長	なお、訓練の流れでございますが、近隣住民の皆様による避難誘導訓練、参加者全員によるシェイクアウト訓練を実施したのち、時系列により訓練を進めてまいります。 それでは訓練の内容についてご説明いたします。 まず、情報収集訓練といたしまして、自衛隊や郵便局によるバイクによる情報収集訓練を行うとともに、協定事業者や消防局によるドローンを活用した上空からの情報収集を行います。 次に市職員、道路交通部、下水道部による道路パトロールを行い、危険箇所等に対する交通規制を行います。 また、市民の皆さまにご参加いただく、初期消火訓練、市職員と連携した救助訓練を行います。 次に、東京電力パワーグリッド株式会社様、京葉ガス株式会社、ライフライン復旧訓練のほか千葉県企業局市川水道事務所様による給水訓練を行います。 つづいて、救助・消火訓練です。 協定事業者及び自衛隊、千葉県警察による倒壊家屋からの救助訓練、市川市消防団、消防局による消火訓練を実施いたします。 次に啓発・展示コーナーについてご説明いたします。 こちらでは、協定事業者や防災関係機関の皆さまによる情報発信をはじめ自衛隊や警察による特殊車両の展示、起震車による地震体験、初期消火や煙体験などを実施いたしまして、実際に学び、体験できる内容といたします。 また、市川市赤十字奉仕団様による炊き出し訓練も予定しております。 訓練参加予定機関といたしましては、防災会議にご参加いただいております団体の皆さんをはじめ、協定事業者など22の機関の参加を予定しております。 本日の防災会議にて実施のご承認をいただきましたら、正式にご依頼、ご相談を開始したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 説明は以上となります。
議長（田中市長）	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
市川市自治会連合協議会 小林会長	市川市自治会連合協議会の会長をしております、小林と申します。 ただいま、ご説明がありました、大規模災害対応合同防災訓練の件でございます。この中に自治会も参加とありますが、市長からのお話がありましたように災害が多く、やはり私共、自治会としましては防災上の問題が喫緊の課題ということでございまして、各市内226の自治町会がございしますが、なるべく被害を出さないような形での各自治会と防災訓練を実施しているところでございますけれども、この防災訓練、合同防災訓練ということであり、自治会の担当もございまして、これは市内226の自治町会で参加を対象とした訓練なのか、それとも河川敷に近い地域の自治会を対象とした訓練なのか、その点について聞きたいと思っております。

議長（田中市長）	お願いします。
高橋 地域防災課長	地域防災課長です。 ただいまご質問いただきました、訓練参加の対象でございますが、まず、地域の皆様、第一地区連の皆様、第二地区連の皆様には訓練に積極的にご参加いただくようにご案内を差し上げたいと考えております。 またこの訓練、見学、もしくは体験コーナーにご参加いただくことはまったく問題ございませんので、各自治会長宛、もしくは各自治会の掲示板に掲示していただくようなポスターなども作成いたしまして多くの方に参加していただけるように周知していきたいと考えております。 以上でございます。
市川市自治会連合協議会 小林会長	了解しました。
議長（田中市長）	他にございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
議長（田中市長）	ご異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。 11月の訓練実施に向け、関係機関、団体の皆さまにおかれましてはご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。 議題は以上で終了となります。 続きまして、報告に移ります。 報告第1号「市川市地域防災計画震災編の修正素案について」です。 本年は新たな被害想定結果や、能登半島地震などで浮き彫りになった様々な課題などを踏まえ、本市として防災対策のより一層の促進を図るため、市川市地域防災計画の大幅な修正を行う予定であります。 詳細につきまして、事務局より説明をお願いいたします。
立花 危機管理課長	危機管理課長の立花と申します。よろしく願いいたします。 私からは、報告第1号「市川市地域防災計画（震災編）の素案修正について」ご説明いたします 資料につきましては、資料2から資料4の3点となります。 説明はスライドを使用いたしますので、スクリーンの見やすいほうをご覧ください。 まず、地域防災計画につきましては、災害対策基本法の規定に基づいて、防災会議が作成する計画であります。 編成は、「震災編」「風水害等編」「大規模事故編」の3編と、必要なデータ等をまとめた「資料編」からなっています。 本日、ご報告するのは、「震災編」の修正素案となります。 今年度、修正をする理由には、3つの背景がございます。

立花 危機管理課長	1点目は、昨年度、取りまとめた「地震被害想定」を計画に反映させることです。 2点目は、1月に発生した能登半島地震の教訓を取り入れることです。本市も千葉県と連携して、職員派遣を行いました。その知見も踏まえて、計画を見直してまいります。 3点目は、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画等を踏まえて、災害対応の最新の動向を取り入れていく必要があることです。 これらを背景に、より効果的な災害対応や、市民生活の安心・安全を守るために、本計画を修正するものです。 本日は4つの大項目に沿って、修正のポイントをご説明いたします。 まず、大項目（1）「被害想定の見直しに伴う修正」です。 1点目は、「新たな被害想定的位置づけ」です。 本計画は、昨年度行った被害想定の中で、被害が最大となる「東京湾直下地震」を前提条件として採用しています。 この「東京湾直下地震」は、前回採用していた「東京湾北部地震」と比較いたしますと、震源の深さが約20キロから約48キロに変更となっています。 こちらの地図は、震度分布を色分けしたものです。 前回と今回では、色使いが異なっておりまして、わかりづらくて申し訳ございませんが、左側の方がこれまでの想定で、赤色に近い部分が「震度6強」のエリアとなっています。 右側の新たな想定では、オレンジ色の部分が「震度6強」のエリアです。 前回は、「震度6強」のエリアが、行徳地区に集中していましたが、新たな想定では、市の中部から北部にまで拡大しています。 被害の大きさについては、想定手法が前回とは異なるため、単純比較はできませんが、揺れによる全壊建物が約3,600棟から約4,800棟に増加、出火件数が14.5件から46件へと増加しています。 人的被害については、前回計算されていなかった、「火災による死者」を考慮したことにより、死者数が増加しています。 また、今回は、液状化など、揺れ以外による建物被害の項目も新たに追加しています。 揺れによる半壊棟数の減少につきましては、県の被害想定に準じた手法を用いた結果、1990年以前の古い建物の半壊率が下がったためです。 また、負傷者の減少につきましても、同じく県に準じた手法を用いております。また、建物の全壊・半壊の合計棟数の減少が影響したものです。 2点目は、「耐震化・液状化対策の推進」です。 今回の被害想定では、揺れによる全壊建物が増加したほか、液状化による建物被害も3,000棟以上予想されていることから、対策の強化が求められる部分です。 耐震改修等の補助制度などの既存事業に加えて、新たに液状化リスクやその対策を分かりやすく解説した手引き等を作成するほか、建築技術者等を対象とした講習会の開催を追加しています。
----------------------	---

立花 危機管理課長	3点目は、「出火延焼防止対策の推進」です。 地震時は、電気に起因する出火が多いことから、「感震ブレーカー」の設置や、家具の転倒防止などの出火防止対策と併せて、スタンドパイプ等を活用した延焼防止対策に取り組むなど、両面からの対策を推進してまいります。 4点目は、「避難者対策の強化」です。 これまでの想定では、発災直後の避難所の避難者数は約4万7千人でありました。 新たな想定では、在宅避難者を含めて、発災直後に約6万1千人、最大が1週間後で約9万8千人となっています。 本市では、これまでも避難所環境の整備に取り組んでまいりましたが、避難者数の増加を踏まえて、避難所となる小中学校等への「太陽光発電設備」の設置や、避難所の長期化に対応するための備蓄と体制整備、在宅避難者等の支援方法の検討などの対策を強化してまいります。 なお、小中学校への「太陽光発電設備」の設置につきましては、12校の設置が完了しており、今後もさらに増やしていく予定です。 5点目は、「災害に強い市民の育成強化」です 新たな被害想定に基づき、大地震が発生した場合、どのような被害が起こり得るか、小学校区別の「防災カルテ」を活用するなどして、市民の防災知識の普及・啓発の取り組みを追加いたします。 また、次代を担う子どもたちへの防災教育につきましては、これまでも各学校等において、様々な取り組みが行われていますが、今回、改めて項目を追加して、幼児・児童・生徒の発達段階や、学校等の実態に応じた防災教育を実施することといたします。 次に、大項目（2）「能登半島地震等の災害教訓を踏まえた修正」です。 冒頭でも申し上げましたとおり、今回の能登半島地震では、本市も避難所運営などを支援するため、職員を現地に派遣しています。 職員派遣の状況につきましては、後ほど改めてご説明いたしますが、ここでは、本市職員が現地で得た知見を含め、3点の修正をご説明いたします。 1点目は、「災害用トイレの確保・管理」です。今回の派遣で、被災者及び派遣職員ともに、一番困っていたのは、やはりトイレとのことでした。 こちらの写真は、発災2週間後の珠洲市の避難所トイレの様子です。 仮設トイレは段差があり使えない方もいて、そういった方は、多目的トイレの便座に携帯トイレをかぶせて使用していました。 また、携帯トイレの使い方を記して貼ったり、使い慣れた人が、あらかじめ設置しておいてあげるなどの工夫がなされていました。 災害用トイレにつきましては、本市では、関係部署が検討を進め、本年5月に「市川市災害時 トイレ確保・管理計画」を策定したところです。 このトイレ計画では、「必要数の確保」「徒歩5分でアクセスできるようにバランスのよい配置」「安全面・衛生面の確保」を基本方針としています。 必要量を新たな被害想定 of 避難者数から算出し、発災からの経過時間や
----------------------	--

立花 危機管理課長	上下水道の状況などに応じて、 こちらの写真のような、様々なトイレを組み合わせて整備してまいります。 2点目は、「応急対策職員 派遣制度の活用」です。 災害時は、膨大な応急対策業務が突如として発生することから、そのすべてを本市職員のみで対応することは、現実的に困難であります。 東日本大震災後、全国の地方公共団体の職員を活用して、被災自治体を支援する仕組みを総務省が作りしました。 今回の能登半島地震の職員派遣も、この制度に基づく派遣でした。 この経験を踏まえ、派遣制度の活用を考慮した応援・受援体制の整備を進めてまいります。 3点目は、「被災者支援の強化」です。 令和元年台風19号を契機に、国では、介護が必要な方などの要配慮者が、一般の避難所を経由せず、直接、福祉避難所へ避難することを推奨してきました。 本市でも関係部署で検討を進めており、今後、直接避難ができるような仕組みづくりに努めることといたします。 次の「災害ケースマネジメント」は、個別の生活課題を相談等により把握し、必要に応じて関係機関と連携して、被災者の自立と生活再建を個々に支援する取り組みです。 東日本大震災や熊本地震の教訓から、国が手引きをつくっており、可能な部分からその手法を取り入れていくことといたします。 また、能登半島地震では、災害関連死を防ぐため、ホテルや旅館への2次避難が、大々的に呼びかけられました。 本市職員が現地の避難所に入った発災10日後には、すでに2次避難により避難者数は減少傾向であったとの報告を受けています。 賃貸住宅の活用も含め、多様な避難先の確保に努めることといたします。 次に、大項目（3）「国・県の動向や社会情勢の変化を踏まえた修正」です。 1点目は、「参集基準の見直し」です。 これは、令和5年2月から気象庁による緊急地震速報の発表基準に「長周期 地震動階級」が追加されたことから、職員の参集基準に「長周期 地震動階級3以上」を追加するものです。 なお、職員の参集基準に会計年度任用職員は含まれておりません。 「長周期地震動階級3」は、高層マンションなどで、人が立っていることが困難になる揺れで、固定していない家具が移動したり、不安定なものは倒れたりします。 すでに千葉県は参集基準に加えており、本市といたしましても、「第1 配備体制」を取る必要があるものと考えております。 2点目は、「災害対応のDX化の推進」です。 災害対応においても、デジタル技術の活用により、市民の利便性を高め、業務の効率化を図ることを追加いたします。
----------------------	--

立花 危機管理課長	SNS やドローン、ビジネスチャットの活用などは、すでに進めており、災害対策本部の運営における情報共有などについても、引き続きデジタル技術の活用を検討してまいります。 3 点目は、「応援・受援体制の強化」です。 「応急対策職員 派遣制度」の説明でも申し上げましたが、災害時の膨大な応急対策業務を本市の職員だけで対応することは困難です。 特に、被災者支援においては、ボランティアや NPO との連携が重要です。一般ボランティアについては、社会福祉協議会が中心となって、「災害ボランティアセンター」を立ち上げて受け入れる体制が確立されており、訓練も実施されています。 一方、NPO 等の団体による支援については、スライドにあるような熊本地震での活動が注目された「災害 中間支援組織」との連携体制の整備を、新たに追加いたします。 次に、大項目（４）「計画の実効性を高めるための修正」です。 1 点目は、「担当部署の明確化」です。 本計画の第 2 章「予防計画」に記載された業務は、平常時での災害業務となります。これまでは「被災生活支援本部」など、災害対策本部の組織名で担当部署が記載されていました。 これを分かりやすく、通常の部局室名に改めるものです。 なお、発災後の災害業務となります、本計画の第 3 章「応急対策計画」については、変更ございません。 2 点目は、「応急対策用地の確保」です。 本市は市街化が進んでおり、災害時の資材置場や仮設住宅用地など、応急対策用地の確保に課題がございます。 そこで、災害時に用地を提供していただける農地を事前に登録していただく「防災農地 登録制度」を推進していきたいと考えております。 3 点目は、「代替施設の確保」です。 現在、災害対策本部の設置場所は、第 1 順位がこちらの市役所第 1 庁舎、第 2 順位が生涯学習センター通称メディアパーク市川となっております。 この第 2 順位を、市役所第 2 庁舎に変更するものです。 変更する理由は、生涯学習センターは「災害ボランティアセンター」として使用する計画であること、また、第 2 庁舎は築年数が新しく、免震構造かつ自家発電設備を備えるなど、防災拠点としての機能を有しているためです。 最後に、今後のスケジュールです。 ただ今、ご説明いたしました「修正素案」は、現時点における「たたき台」であり、さらに修正を加えてまいります。 防災会議委員の皆さまには、7 月中旬から概ね 1 カ月間で、改めて書面にて意見照会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 また、委員の皆さまから頂きましたご意見を反映させた上で、9 月からパブリックコメントを実施いたします、広く市民の皆さまの声をお聴きし
----------------------	---

立花 危機管理課長	ます。 そして、パブリックコメントのご意見を反映した最終案を、12月に開催予定の「第2回防災会議」におきまして、議題としてお諮りし、その議決をもって正式に計画の修正となります。 報告第1号の説明は、以上でございます。
議長（田中市長）	説明ありがとうございました。 市川市地域防災画震災編の素案につきましては、報告のとおり、今後委員の皆様方にご意見を伺う予定ではありますが、この場でご意見、ご質問などがございましたら、どうぞお願いいたします。
市川市災害ボランティアネットワーク 福田代表	福田と申します。 今回、調査報告書をいただきまして、これも膨大で、震災編の素案、私これ読み切っていないので大変恐縮ですが、せっかく、7月、8月、9月にご意見を申し上げる機会があるかと思っておりますので、またその時にお話しをしたいと思いますのでよろしくお願いします。
議長（田中市長）	ありがとうございます。 その他の委員の皆様はいかがでしょう。 よろしいですが。ありがとうございます。 では最後に「その他」といたしまして3点説明がでございます。 まず1点目は「令和6年能登半島地震に関わる職員派遣について」事務局よりご報告を差し上げいたします。
川上 危機管理課副参事	危機管理課の川上が、お手元の令和6年度能登半島地震に関わる職員派遣について、という下半分が写真の資料で説明します。 市川市は3つの区分で職員を派遣しました。 1つ目は、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく対口支援です。 避難所運営支援と住家被害認定調査の業務を、珠洲市において、1月10日から3月末まで、24名で実施しました。 2つ目は、厚生労働省の要請に基づく保健師等の派遣です。 避難所の健康管理を加賀市及び金沢市において、2月から3月にかけて8名で実施しました 3つ目は、珠洲市からの要請に基づく本市の独自派遣です。 住家被害認定調査を4月に12名で実施しました。 下の写真は派遣活動状況です。 職員が派遣された時期、珠洲市では停電はほぼ復旧し、プロパンガスが使用できる状況でしたが、上下水道はほとんど復旧していませんでした。 派遣された職員は、短期間ではありましたが、避難所や市の施設に宿泊しながら、それぞれの業務を行いました。 それぞれの派遣は全体の中の一部であることに留意しつつ、今回の経験を本市の災害対応に反映させたいと思います。

川上 危機管理課副参事	以上で説明を終わります。
議長（田中市長）	ありがとうございました。 能登半島地震については応援等で現地に行かれた機関、団体もあると思いますが、もしこの場で情報提供いただける内容がありましたら、ぜひご発言をお願いします。
千葉県企業局市川水道事務所 久保所長	千葉県の企業局です。 県営水道の方でも現地に行きまして支援活動を実施しております。 主な内容ですが、応急給水活動と応急復旧活動の両方を実施致しました。 応急給水につきましては、令和6年1月6日に給水車と職員を派遣し、石川県輪島市において翌1月7日より3月29日まで応急給水活動を実施したところでございます。 また応急復旧につきましては、1月20日より職員及び協力事業者を派遣し、こちらは石川県志賀町において翌1月21日より3月30日まで道管の漏水調査、修繕活動を実施したところでございます。以上です。
議長（田中市長）	ありがとうございます。 他にご報告等ございましたら、お願いいたします。
各委員	特になし
議長（田中市長）	それでは次に2点目の「災害時支援協定締結状況について」と並びに3点目の「夏休み親子防災パークについて」この2点、事務局より説明をお願いします。
高橋 地域防災課長	はい、地域防災課長 高橋です。 それではその他 2点目「災害時支援協定締結状況について」と3点目、「夏休み親子防災パーク」についてご説明いたします。 初めに、災害時支援協定の締結状況です。お手元の資料A4横3枚綴りの資料をご覧ください。 令和6年5月末現在、協定締結数は210となっており、市町村などの行政機関が18協定、民間企業が192協定でございます。 物資供給が50協定、物資輸送が15協定、災害復旧が19協定、廃棄物処理が14協定、広報・報道・情報が8協定、医療・衛生が22協定、避難所・避難場所が46協定、帰宅困難者支援が9協定、多分野にわたる協力・連携が19協定、行政機関が18協定となっています。 お手元の資料には、主な協定先をお示ししておりますのでご確認ください。 次に、今年度、協定を締結いたしました二つの協定をご紹介します。 次ページをご覧ください。令和6年5月9日、株式会社内山アドバンス様と「災害時における生活用水等の搬送協力支援に関する協定」を締結。

高橋 地域防災課長	ミキサー車等を活用した生活用水の搬送や資材の提供について協定を結びました。 また、５月２３日、株式会社ハミングバードと「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」を締結。 ドローンを活用した情報収集をはじめ訓練の実施や技術的支援について協定を結びました。 今後も、民間企業との連携を深め、対応力を高めるため、多方面にわたり協定の締結を進めてまいります。 つづきまして、その他３点目「夏休み親子防災パーク」についてご説明いたします。 お手元の資料、パンフレットをご覧ください。 この取り組みは、さまざまな体験を通して、楽しみながら防災や減災について学んでいただくことを目的に開催するもので、市制施行９０周年記念事業として実施いたします。 開催日時は、７月２８日の日曜日、午前１０から午後３時。 会場は、ニッケコルトンプラザとしております。 資料裏面にあるとおり、会場内にさまざまな体験ブースを設置いたしますので、それぞれをスタンプラリー形式で巡っていただくこととしております。 また、スタンプを五つ集めた子どもには「こども防災マスター」の認定証を発行するなど、こどもを通じて保護者の皆さんの防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。 説明は以上となります。
議長（田中市長）	ありがとうございました。 これで会議の内容は全て終了いたしました。 以上をもちまして、令和６年度市川市防災会議を閉会いたします。 委員の皆様、大変ありがとうございました。 私からひと言、今日の参加者の皆様方の心を一つにして本日の会議を意義あるものとしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、進行を事務局にお戻しします。
司会 （土屋主幹）	それでは本日本日予定していた内容は、以上で全て終了となります。 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 以上